## 資料 2

諮問第5559号環水大土発第2109062号令和3年9月6日

中央環境審議会会長 高村 ゆかり 殿

環 境 大 臣 小 泉 進 次 郎 (公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2)別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

O, O-ジメチル=O-4-ニトロ-m-トリル=ホスホロチオアート (別名フェニトロチオン又はMEP)

発芽スイートルーピン抽出たんぱく質

(別紙2)

2-メチル-4-クロロフェノキシ酪酸エチル (別名MCPBエチル)

中環審第 1195 号 令 和 3 年 9 月 8 日

中央環境審議会 水環境·土壤農薬部会 部会長 古米 弘明 殿

> 中央環境審議会 会長 高村 ゆかり ( 公 印 省 略 )

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき 環境大臣が定める基準の設定について(付議)

令和3年9月6日付け諮問第559号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。